

平成31年度分 住民税申告相談会のご案内

確定申告は2月18日(月)から3月15日(金)までです

◆申告相談会の日程および場所

月日	曜日	時間	対象地区	会場
2月18日	月曜日	8:30～17:00	幌延地区全域	幌延町役場 2階 大会議室
2月19日	火曜日	8:30～17:00		
2月20日	水曜日	8:30～17:00		
2月21日	木曜日	8:30～17:00		
2月25日	月曜日	10:00～16:00	問寒別地区全域	問寒別生涯学習センター 研修室1(洋室)
2月26日	火曜日	9:00～15:00		

◆主な確定申告を必要とする方

- ・事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
- ・年末調整された給与と所得以外の給与収入金額と各種の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

◆確定申告することによって、源泉徴収税が還付(還付申告)される方については、既に役場で受け付けています

例)平成30年中に支払った医療費の自己負担額(通院費も含む)が10万円(総所得金額等が200万円未満の方は所得の5%)を超える方、または平成30年中に一定の取り組み(定期健康診断など)を行い、スイッチOTC医薬品を1万2000円を超えて購入された方(上限控除額8万8000円)

※事前に人ごと・病院ごとに集計されているとスムーズに申告手続きを済ませることが出来ます

※保険等で補てんされた金額がある場合は、補てんされた額をご確認の上お越しく下さい

※どちらか一方のみの選択になりますので、併用はできません

例)住宅ローンを利用して住宅を新築された方や中古住宅を購入された方または増改築をされた方で一定の要件に該当し、住宅借入金等特別控除を受ける方

◆申告相談にお越しの際には、次の物を持参してください

1. 「納税者のマイナンバーカード(個人番号カード)」または「納税者の通知カードおよび運転免許証などの写真付身分証明書」
2. 扶養親族・事業専従者のマイナンバー(カードを持参する必要はありません)
3. 印鑑
4. 平成30年中の収入を明らかにするもの(源泉徴収票など)
5. 生命保険料および地震保険料等の支払証明書
6. 医療費控除の明細書等
7. 障がい者控除を受ける方は障害者手帳
8. 国民年金支払証明書、国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の領収書など
9. 申告者本人名義の口座番号が分かるもの(還付金が発生した場合に必要です)

稚内税務署からのお知らせ

平成30年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けは、平成31年2月18日(月)から同年3月15日(金)までです。還付申告については、平成31年2月15日(金)以前でも行えます。(税務署の閉庁日(土・日・祝日等)は、相談および申告書の受け付けを行っていません)

また、申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信、郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp —

※詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812